

令和4年度 学生による地域フィールドワーク研究助成 中間報告書

大学等名：高岡法科大学

代表学生：大野 純太

指導教員：西尾 憲子

<p>研究 題 目 (応募部門)</p>	<p>【フィールドワーク研究併用型法学教育】 実学的法学教育を通して、地域の歴史や魅力の理解を深め、富山県の歴史的資源を有効活用（情報発信等）する研究</p>
<p>研究 概 要</p>	<p>法学を学ぶ学生が必ず最初に学ぶ私法の大原則である所有権絶対の法則について、その考え方の修正を富山県における事例が大審院において示された判例を、実学として法律学を学ぶためのフィールドワーク研究を行う。対象地域は、北陸地域としての富山県の地域性を含めた宇奈月温泉峡谷エリアを中心とする。宇奈月温泉峡谷エリアの周辺環境について、大審院判例当時の状況を歴史資料館における資料研究を含め、宇奈月温泉峡谷の实地見学などを通して学ぶ。</p>
<p>これまでの活動状況と 今後の活動予定 (300字程度)</p>	<p>【实地研修】9月末まで富山アラート発令下であったため、实地研修は中間報告書提出時点では行っておりません。あわせて、夏休み期間は学生のインターンシップ参加等により、实地研修は実施できていません。学事日程と感染状況を考慮しながら、感染防止対策は十分に講じつつ、实地研修を予定しています。</p> <p>【事前調査】現状、实地研修に向けた事前調査を行っております。例えば、宇奈月温泉の歴史的経緯及び地理的環境を調べています。宇奈月温泉の魅力について、県外出身学生と県内出身学生とで話し合うなどしています。そして、このフィールドワーク研究本題である宇奈月温泉事件判例について、その判決の意義と本質的な考え方などを整理しています。</p>
<p>新型コロナウイルス感染拡大の影響で当初予定と変更がある場合は、変更点を記述してください。</p>	

➡上記のとおり、中間報告書提出時点において、フィールドワーク研究のための事前調査を行っております。フィールドワークの活動状況を示す写真はございません。